

損保 2 (問題)

問題 1. 損害保険会社における税務に関して、次の問に答えよ。[解答は指定の解答用紙の所定欄に記入のこと] (10点)

- (1) 損益計算書上の税引前当期利益と法人税の課税所得との関係について、下記①～③に当てはまる項目を1つずつ挙げよ。
- ① 損益計算書上費用勘定で処理しているが、課税所得の計算上損金とされない項目
- a 保険契約準備金(責任準備金および支払備金)について
- b 保険契約準備金以外について
- ② 損益計算書上収益勘定で処理しているが、課税所得の計算上益金とされない項目
- ③ 損益計算書上収益勘定で処理していないが、課税所得の計算上益金とされる項目
- (2) 消費税率が引き上げられた場合、損害保険会社の決算上どのような影響があるか、簡潔に説明せよ。
- (3) 損害保険事業における法人事業税の税額計算の方法を簡潔に説明せよ。

問題 2. 次の問に答えよ。[解答は指定の解答用紙の所定欄に記入のこと] (5点)

下記の表は、異常危険準備金の規定に係る告示における別表の一部をまとめたものである。

[表]

保険種類群	保険種類	残高率	異常災害損失
I	船舶保険、・・・	①%	損害率が②%を超える損害
II	火災保険、・・・	③%	損害率が④%を超える損害
III	自動車保険、・・・	⑤%	損害率が⑥%を超える損害

- (1) 次のA～Iの各保険種目は、保険種類群I～IIIのどこに当てはまるか、各保険種類群ごとに記号で答えよ。
- A. 積荷保険 B. 運送保険 C. 傷害保険 D. 賠償責任保険
- E. 航空保険 F. 動産総合保険 G. 盗難保険 H. 建設工事保険
- I. 労働者災害補償責任保険
- (2) 保険種類群I～IIIそれぞれの残高率および異常災害損失の率(①～⑥)を答えよ。

問題 3. 一般に支払備金の見積りには、さまざまな方式があるが、いずれの方式によっても、見積りの前提となる諸条件の変化を考慮する必要がある。このように、支払備金の見積りにおいて考慮すべき諸条件を列挙し簡潔に説明せよ。

[解答は指定の解答用紙の所定欄に記入のこと] (10点)

問題4. 傷害保険の保険引受損益計算について、次の条件のもとで、各問に答えよ。なお、金額は小数点未満を四捨五入し整数で答えよ。[解答は指定の解答用紙の所定欄に記入のこと] (15点)

[条件]

- 各事業年度における契約件数は、毎月同件数で表1のとおりとする。また、各契約は全て保険期間1年とし、保険料は契約1件あたり、年払の場合は、契約時に120を一括領収し、12分割12回払の場合は契約時より毎月10ずつ計120を領収するものとする。

[表1] 各事業年度の毎月の契約件数

事業年度	N-2年度	N-1年度	N年度
件数	130	150	100

- 諸返戻金の発生、再保険取引はないものとする。
- 各事業年度の支払保険金および把握された事業年度末の未払保険金の金額は、表2のとおりとする。なお、異常危険準備金の取崩計算には、確定未払保険金を考慮しなくてよい。

[表2] 各事業年度の保険金

契約年度		事業年度	N-3年度	N-2年度	N-1年度	N年度
前々年度以前	支払保険金			8,400	9,000	14,040
	未払保険金			600	600	960
前年度	支払保険金		29,400	29,400	47,040	52,920
	未払保険金		3,000	3,000	4,800	5,400
当年度	支払保険金		21,600	34,560	38,880	25,920
	未払保険金		2,400	3,840	4,320	2,880
合計	支払保険金		51,000	72,360	94,920	92,880
	未払保険金		5,400	7,440	9,720	9,240

- 代理店手数料は保険料の領収時にその20%を支払うものとする。
- 保険引受に係る営業費及び一般管理費並びに損害調査費の合計は、毎年度同額で15,000とし、減価償却費、税金、引当金の積増額はないものとする。
- 異常危険準備金はN-2年度末の残高を20,000とし、繰入額は每期、正味収入保険料の3.2%とし、割増繰入はないものとする。
- IBNR備金は既経過保険料の8%とする。

A. 契約が全て年払である場合、N年度における以下の金額を答えよ。

- 初年度収支残高
- 普通責任準備金
- 異常危険準備金取崩額
- 支払備金積増額
- 保険引受利益

B. 契約が全て12分割12回払である場合、N年度における以下の金額を答えよ。ただし、初年度収支残計算に用いる告示の定めるTの値は0.639である。

- 正味収入保険料
- 初年度収支残高
- 普通責任準備金
- 異常危険準備金取崩額
- 保険引受利益

問題 5. 損害保険会社の資産運用に関して、次の間に答えよ。(20点)

- (1) 損害保険会社の資金は、その源泉を考慮して運用することが必要であるが、保険契約準備金に係る資金を下記の2つに分類したとき、それぞれの資金の性格および運用にあたって考慮すべき点について簡潔に説明せよ。
 - ① 払戻積立金および契約者配当準備金に係る資金
 - ② 払戻積立金および契約者配当準備金以外の保険契約準備金に係る資金
- (2) 保険業法施行規則に規定する、保険会社の資産の運用額の制限について、規制の趣旨および内容を簡潔に説明せよ。

問題 6. 次の間に答えよ。(40点)

損害保険会社には、支払能力の確保と健全性維持の観点から自己資本の充分性が求められる。

- (1) 支払能力の確保と健全性維持の上で自己資本の充分性が重視される理由を述べよ。
- (2) 支払能力の確保と健全性維持のための監督当局による規制方法の一つとして、ソルベンシー・マージン制度があげられる。この制度の概念を簡潔に述べよ。
- (3) 自己資本の充分性確保に向けて、損害保険会社の取るべき方策・今後の課題について所見を述べよ。

以上

損保 2 解答例

問題 1

(1) 以下に示すのは 1 例である。詳しくは、教科書 6-28, 29 参照。

- ①-a 異常危険準備金のうち、自動車グループの繰入額
- ①-b 価格変動準備金繰入額
- ② 利息及び配当収入のうち「受取配当等」にかかる金額の一部
- ③ 異常危険準備金における 10 年洗替制度により益金算入すべき金額

(2) 保険会社の売上の大半を占める保険料は貸付金や預金の利子等と並んで、消費税の非課税取引とされている。

一方、代理店手数料等の保険原価には消費税が課されるが、保険会社が仕入税額として控除できるのは一部に限られ、控除しきれない分は保険会社が消費税を負担することになる。

従って、消費税率の引き上げは収益を圧迫することになる。

(3) 損害保険事業では、各事業年度の収入金額を課税標準としており、具体的には、種目毎の正味収入保険料に所定の率を乗じて算定する。こうして求められた課税標準額の総額を関係都道府県に分割しこれに税率を乗じたものが関係都道府県毎の事業税額となる。

問題 2

(1) I E

II A, B, D, F, H

III C, G, I

(2) ① 50 ② 80 ③ 35 ④ 50 ⑤ 15 ⑥ 50

問題 3

支払備金の見積もりにおいて考慮すべきこととして、支払備金に影響を及ぼす次のような要因があげられる。

① インフレーション

保険金は通常支払時の通貨価値で支払われるため、インフレ率の変動の影響を受ける。

② 支払完了までに要する時間

保険会社の損害調査体制の強化などによって、支払に要する期間が変化することにより影響を受ける。

③ 危険の構造

危険の構造は保険種目毎に異なっており、さらに同一種目内でも危険の構造が不均質な場合がある。また保険の引受条件の変更により影響を受ける場合もある。

④ 引受契約集団の規模

引受契約集団の規模が小さい場合やその規模が急激に変化している場合も影響を受ける。

⑤ 損害に係る社会の動向

この要因は通貨価値の変動に加え、補償の程度がその都度変化するような賠償請求に係る保険（判決額）や医療費請求に係る保険（医療の高度化）等において顕著である。

問題 4.

A.

(1) 初年度収支残高 = 当年度収入保険料 - 当年度勘定保険金 - 当年度勘定支払備金 - 事業費である。

・ 当年度収入保険料 = 件数 × 契約 1 件当たり保険料 = $100 \times 12 \times 120 = 144,000$

・ 当年度勘定保険金は〔表 2〕より 25,920

・ 当年度勘定支払備金は〔表 2〕より 2,880

・ 事業費 = 代理店手数料 + 営業費及び一般管理費 + 損害調査費
= $144,000 \times 20\% + 15,000 = 43,800$

よって、初年度収支残高 = $144,000 - 25,920 - 2,880 - 43,800 = 71,400$

(2) 普通責任準備金は未経過保険料と初年度収支残高のいずれか多額なる金額である。未経過保険料は、各月の収入保険料が 12,000 であるため、月末 12 分法により以下のとおりとなる。

$$12,000 \times (1/12 + 2/12 + 3/12 + 4/12 + 5/12 + 6/12 + 7/12 + 8/12 + 9/12 + 10/12 + 11/12 + 12/12) = 12,000 \times 78/12 = 78,000$$

よって、未経過保険料 > 初年度収支残高であるから、普通責任準備金は未経過保険料、すなわち 78,000 となる。

(3) N - 1 年度の 正味収入保険料 = $150 \times 12 \times 120 = 216,000$ 、正味支払保険金 = 94,920 であり 損害率 = $94,920 / 216,000 = 43.9\% < 50\%$ となり、異常危険準備金取崩額は 0 一方、異常危険準備金繰入額は $216,000 \times 3.2\% = 6,912$ となる。

よって、N - 1 年度末の異常危険準備金残高 = $20,000 + 6,912 = 26,912$

さらに、N 年度の損害率は、 $92,880 / 144,000 = 64.5\% > 50\%$ となるので、異常災害損失額は $92,880 - 144,000 \times 50\% = 20,880$ となり、異常危険準備金の前期末残高を下回っているため異常危険準備金の取崩額は 20,880 となる。

(4) 普通支払備金は、〔表 2〕より N - 1 年度は 9,720、N 年度は 9,240

I B N R 備金は既経過保険料の 8% であるが、

既経過保険料 = 正味収入保険料 + 前期末未経過保険料 - 当期末未経過保険料である。

(1)、(2) と同様に各年度の正味収入保険料および未経過保険料を求めると、

N - 1 年度の既経過保険料 = $216,000 + 101,400 - 117,000 = 200,400$

N 年度の既経過保険料 = $144,000 + 117,000 - 78,000 = 183,000$

よって、N - 1 年度の I B N R 備金 = $200,400 \times 8\% = 16,032$ 、N 年度の I B N R 備金 = $183,000 \times 8\% = 14,640$ となる。

以上により、支払備金積増額は、N 年度末支払備金 - N - 1 年度末支払備金 = $(9,240 + 14,640) - (9,720 + 16,032) = -1,872$ となる。

- (5) N年度の責任準備金積増額をもとめる。N-1年度末の普通責任準備金は、(1)同様未経過保険料残高 117,000 となり、普通責任準備金積増額は、 $78,000 - 117,000 = -39,000$ となる。また、異常危険準備金の繰入額は $144,000 \times 3.2\% = 4,608$ となり、異常危険準備金積増は $4,608 - 20,880 = -16,272$ となる。

よって、責任準備金積増額は、 $-55,272$ である。

以上から、保険引受利益は以下のとおりとなる。

正味収入保険料(+)	144,000
正味支払保険金(-)	92,880
事業費(含む損害調査費)(-)	43,800
責任準備金積増額(-)	-55,272
支払備金積増額(-)	-1,872
<hr/>	
保険引受利益	64,464

B.

- (1) N-1年度契約 150 件の収入保険料が $150 \times 10 \times 66 = 99,000$

N年度契約 100 件の収入保険料が $100 \times 10 \times 78 = 78,000$

よって、正味収入保険料は $99,000 + 78,000 = 177,000$ となる。

- (2) 初年度収支残高 = 当年度収入保険料 - 当年度勘定保険金 - 当年度勘定支払備金 - 回払契約保険金 - 事業費である。

- ・ 当年度収入保険料 = 177,000

- ・ 当年度勘定保険金、当年度勘定支払備金は (1) と同額

- ・ 回払契約保険金 = $(L + L' - L'') \times S \times T$

$$= (52,920 + 5,400 - 4,320) \times 1 \times 0.639 = 34,506$$

- ・ 事業費 = 代理店手数料 + 営業費及び一般管理費 + 損害調査費

$$= 177,000 \times 20\% + 15,000 = 50,400$$

よって、初年度収支残高 = $177,000 - 25,920 - 2,880 - 34,506 - 50,400 = 63,294$

- (3) 未経過保険料は、3月の収入保険料の全額であり、 $100 \times 10 \times 12 = 12,000$ となる。

よって、初年度収支残高 > 未経過保険料であるから、普通責任準備金は初年度収支残高の 63,294 となる。

- (4) N-1年度の 正味収入保険料 = $130 \times 10 \times 66 + 150 \times 10 \times 78 = 202,800$ 、正味支払保険金 = 94,920 であり 損害率 = $94,920 / 202,800 = 46.8\% < 50\%$ となり、異常危険準備金取崩額は 0

一方、異常危険準備金繰入額は $202,800 \times 3.2\% = 6,490$ となる。

よって、N-1年度末の異常危険準備金残高 = $20,000 + 6,490 = 26,490$

さらに、N年度の損害率は、 $92,880 / 177,000 = 52.5\% > 50\%$ となるので、異常災害損失額は $92,880 - 177,000 \times 50\% = 4,380$ となり、異常危険準備金の前期末残高を下回っているため異常危険準備金の取崩額は 4,380 となる。

(5) N年度の責任準備金積増額を求める。N-1年度末の普通責任準備金は、(3)同様初年度収支残高 73,368 となり、普通責任準備金積増額は、 $63,294 - 73,368 = -10,074$ となる。また、異常危険準備金の繰入額は $177,000 \times 3.2\% = 5,664$ となり、異常危険準備金積増は $5,664 - 4,380 = 1,284$ となる。

よって、責任準備金積増額は、-8,790 である。

また、N年度の支払備金積増額は、既経過保険料がN-1年度、N年度ともA.の場合と同額となることから、IBNR備金積増もA.の場合と同額となり、支払備金積増額は、A.(4)と同額となる。

以上から、保険引受利益は以下のとおりとなる。

正味収入保険料(+)	177,000
正味支払保険金(-)	92,880
事業費(含む損害調査費)(-)	50,400
責任準備金積増額(-)	-8,790
支払備金積増額(-)	-1,872
<hr/>	
保険引受利益	44,382

問題5

(1)

① 払戻積立金及び契約者配当準備金に係る資金

この資金は、積立保険の積立保険料部分を満期返戻金及び契約者配当金として支払うために満期時まで蓄積されているという性格を有する。

この資金の運用は、安全性に留意しながらも予定利率以上での運用が必要となることから、より収益性が求められる。

また、満期時に満期返戻金として支払うことが約定されていることから、キャッシュフローがあらかじめ予測可能となり、そのキャッシュフローに合わせた資金繰りの段取りを行うことも重要となる。

② 払戻積立金及び契約者配当準備金以外の保険契約準備金に係る資金

この資金は、収入した保険料(除く積立保険料)が、将来の保険金の支払いあるいは経費支出までの間、一時的に蓄積されているという性格を有する。

従って、保険金等の支払時までの間、安全に運用すること、また突発的なあるいは集中的な支払いにも支障をきたさないように、一定の流動性を確保することが必要となる。

このように安全性、流動性に留意した上で、収益性を求めることが必要である。

なお、長期契約の場合、保険料を前払いすることによる予定利率を考慮した運用、つまり保険料算出上予定されている運用益を確保するための、一定の収益性を意識した運用が求められることになる。

(2)

保険会社の資産は保険金や満期返戻金等の支払いの原資であり、安全かつ有利に運用することが求められる。このため資産運用における健全性確保のために保険業法及び保険業法施行規則において資産運用方法及び運用額について制限が設けられている。

このうち資産の運用額の制限については、保険会社の資産の運用対象がリスクの高い資

産や特定の債務者に偏ることによって、経済・金利環境の変動や当該債務者が破綻した場合に多額の損失を被り、保険金の円滑な支払いに支障をきたすような事態に陥ることがないように、設けられたものである。

具体的な制限額は保険業法施行規則第48条に定められている。

主な内容は以下のとおり。

- ・国内株式 …資産に対し30%(合同勘定資産及び各積立勘定資産毎)
- ・不動産 …資産に対し20%(合同勘定資産)
- ・外貨建資産…資産に対し30%(合同勘定資産及び各積立勘定資産毎)
- ・特定資産 …資産に対し10%(合同勘定資産及び総資産)
- ・同一人与信（同一の者を債務者とする社債、株式、貸付金、貸付有価証券、預金(除く普通・当座預金)、信託財産及び債務の保証の合計)
…資産に対し10%(合同勘定資産及び各積立勘定資産毎)
- ・同一人与信（同一の者を債務者とする貸付金及び債務の保証の合計)
…資産に対し3%(合同勘定資産及び総資産)

問題6

(1)

保険事業は、その事業の特質から収支の変動が不可避であるが、これを克服し、安定的に事業を運営するため、保険会社は将来の保険金支払等の支払債務の履行に備え保険契約準備金を積み立てている。保険会社が十分な支払能力を持ち、健全性を維持していくには、まず、適正な担保資産によって適正な額の保険契約準備金が積み立てられていることが必要である。

しかし、保険契約準備金として適正な額を認識できている場合においても、保険契約準備金の測定にあたって想定した範囲を超える保険金支払が発生することも当然考えられる。特に損害保険会社の場合は、取り扱うリスクが多種多様かつ複雑であり、自然災害など巨大災害となる可能性の高いリスクを抱えていることから、保険契約準備金を超える支払が発生するリスクが高いと言える。また、このような大数の法則が働かないような巨大災害の発生や危険の構造変化等による想定外の損害の発生に加え、運用環境の変化等により担保資産に想定外の毀損が発生する可能性もある。これらのリスクが現実に発生した場合においては、保険契約準備金（その担保資産）を超過する支払債務を「自己資本」でカバーしなければならない。

なお、我が国の損害保険会計においては、保険契約準備金の中に異常危険準備金という自己資本に準じた機能を持つ準備金がある。また、資産運用面では価格変動準備金があり、これも自己資本に準じた機能を持っている。自己資本を広義に捉える場合には、これらを含めることもある。

このように、「自己資本」は、保険会社が負担しているリスクに対する企業財務上のバッファーとして位置づけられる。このことから、保険会社の支払能力の確保、健全性維持の上では、リスクを吸収しうるバッファーが確保されていること、つまり「自己資本」の充分性が重視されるのである。

会社の健全性維持の上で「自己資本」が重要であることは、実は保険会社だけでなく、広く株式会社一般に共通することである。我が国の商法においても、「資本充実の原則」「資本不変の原則」の趣旨を踏まえ、株式会社に対し、実質的な会社財産と、形式的な

資本額の両面からの規定を置き、債権者保護を図っている。

しかしながら、保険会社には、重要な経済基盤である保険制度を安定的に維持するという社会的責務が課せられていることから、その「自己資本」の充分性への要請は、一般の株式会社以上のものがあると認識しなければならない。

(2)

ソルベンシー・マージン制度は、保険事業を継続するにあたり保険会社が保持すべきソルベンシー・マージン（広義の自己資本）について一定の最低基準を設ける外形的規制である。

ソルベンシー・マージンの算出方法は国によって異なるが、各国の保険監督会計原則に基づいて作成された貸借対照表における自己資本を基礎として算出されるのが一般的である。

また、ソルベンシー・マージンの最低基準は、保険会社が抱えるリスクに見合う形で算出されるのが一般的である。

ソルベンシー・マージン制度は、ソルベンシー・マージンについて一定の最低基準を設けることにより保険会社の支払能力を判定するものであるため、これが充足されている場合は保険会社の自主性が尊重されるが、充足されていない場合は監督官庁による監督が強化される。

すなわち、ソルベンシー・マージン制度は、早期警戒システムの一環として監督官庁に使用されることが期待されているものである。

(3)

自己資本の充分性確保に向けての方策として次のようなものがあげられる。

- ①リスクを認識し、計量化する
- ②自己資本の水準を正確に把握する
- ③リスクと自己資本のバランスをモニタリングする
- ④自己資本の水準に合わせてリスクをコントロールする
- ⑤毎年の健全なフローの蓄積により自己資本を拡充する
- ⑥資本調達

まず、自己資本の充分性確保にあたっては、単にリスクの削減や資本の拡充を図るのではなく、自己資本の水準がリスクに対して充分であるかをみる必要があることから、①～③が重要となる。保険会社におけるリスクには、保険引受リスク、信用リスク、市場リスク、オペレーショナルリスクなどが考えられるが、これらのリスクを適切に認識し、計量化することが求められる。自己資本については、単に財務諸表上の「資本＝資産－負債」ではなく、異常危険準備金や価格変動準備金など実質的に自己資本とみなせるものを含んだ広義の自己資本で考える場合もあろう。このように、基本的には財務諸表の数値をベースとして自己資本の水準を把握することになるが、場合によっては財務諸表とは異なる基準で算定した数値で自己資本を認識することも考えられる。これらリスク量と自己資本の関係を把握可能とする態勢を整えたいうえで、適切な頻度で自己資本の充分性を検証・モニタリングすることが重要である。なお、自己資本が充分である水準とは、ある信頼水準において、契約者に対する債務をすべて果たすために用いることができる債務担保資産と自己資本が充分である状態、つまり、将来の不確実な保険金支払債

務に対し、ある水準までの上ぶれリスクを吸収し得る自己資本を有している状態と考えられることから、会社としてどの程度の信頼水準で充分とするか、その方針・考え方を整理しておく必要がある。

つぎに、実際に自己資本の充分性を向上させる方策として、リスクを自己資本、つまり自社の支払能力等に照らして適切な水準に抑えつつ、毎期のフロー（収益）の拡大を図り、自己資本を拡充していく方法（④、⑤）がある。これらを実現するための具体的な内容として、次のようなポイントが考えられる。

イ．合理的な料率設定

合理的（低すぎない）水準に料率を設定することが、収益を確保する観点から重要である。

ロ．適切な引受

過度なリスクテイクを行わないよう適切な引受を実施し、収益を確保することが重要である。

ハ．リスクの分散

再保険や共同保険等を活用して適切なリスク分散を図ることが必要である。また、資産運用においても、リスクが集中しないよう安全な資産ポートフォリオの構築が求められる。

ニ．事業費の圧縮

事業費の圧縮、経営資源配分の見直し等を行い経営の効率化を進めることにより、収益を拡大することができる。

ホ．運用収益の拡大とALM

安全性・流動性を考慮した上で、最大限の収益性向上を目指す必要がある。その際、将来の保険金支払と投資収益とのキャッシュフローのミスマッチを減らすことも重要である。

ヘ．ディスクロージャの充実

市場からの信頼を高めることにより収益拡大をはかり、また内部管理上の透明性を高めることによるリスク軽減を図る。

上記の④、⑤の方策は、リスク管理や収支管理などの間接的手段で自己資本の充実を図るものであり、実現に一定の時間を要するものが多い。これに対し、直接、短期間のうちに自己資本を充実させる手段として⑥の資本調達がある。この資本調達には、増資のほか劣後ローン・劣後債といった劣後債務の取り入れも含まれる。

支払能力・健全性維持のためには自己資本が大きい方が望ましい一方で、株主利益の観点からはROE（株主資本利益率）などの資本効率も重要であるため、資本調達にあたっては、契約者利益と株主利益との健全なバランスに配慮する必要がある。なお、このことは、自己資本の減少要因となる株主配当の水準策定にもあてはまる。

最後に今後の課題としては、以下のようなことが考えられる。

現在、保険監督者国際機構（IAIS）においては、国際化の進展、金融コングロマリット化、金融セクター間の垣根の低下などを背景にした、金融保険業の各業態の監督基準を調和させる取り組みの一環として、保険会社の健全性を確保するための原則・基準・指針が検討・策定されており、この流れの中で、保険会社の自己資本の充分性確保が注目されてきている。また、我が国の損害保険会社は、ここ十数年の世界的な自然災害等

の増加や歴史的規模の株価変動など、自然環境、社会経済環境共に従来に比べてより変動性が大きくなる状況に見舞われており、自己資本の充分性を確保するためには、適切なリスク管理が不可欠となっている。従って、現在の環境に対して適切に機能するリスク管理態勢を早期に構築することは喫緊の課題であるといえよう。

リスク管理態勢は絶えず環境の変化に合わせて検証・修正していく必要がある。さらに、保険会社のリスク管理手法は日々手法の研究・高度化が進んでおり、これらを積極的に取り込んでいくことも求められよう。

以上のような議論を踏まえた上で、各自自由に所見を述べられたい。

なお、保険会社の自己資本の充分性確保やリスク管理に関しては、国際アクチュアリー会保険者ソルベンシー評価作業部会作成「保険者ソルベンシー評価のための国際的枠組み」（日本アクチュアリー会会報別冊として日本語訳を発刊予定）が参考となるので、参照願いたい。